

青森県報

第百六十五号

令和二年
六月三日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 右 ……同……………(同) ……二
- 右 ……同……………(同) ……二
- 右 ……同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称変更の届出……………(同) ……三
- 右 ……同……………(同) ……三
- 右 ……同……………(同) ……四
- 右 ……同……………(同) ……四
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……四
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……五
- 職業訓練指導員試験の施行……………(労政・能力開発課) ……五
- 卸売業務の廃止の届出……………(総合販売戦略課) ……六
- 保安林の指定解除……………(林政課) ……六
- 公共測量の終了……………(監理課) ……六
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……七
- 道路の供用の開始……………(同) ……八

公 告

- 特定非常利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……八
- 肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……八

告 示

示

青森県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	居宅介護事業者
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	名称	居宅介護事業者
〃	〃	〃	〃	〃	〃	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
通所介護	〃	通所介護	〃	訪問介護	〃	名称	居宅介護事業所
あけぼのサービスセンター	ヘルパーシヨンプリ	あけぼのサービスセンター	ヘルパーシヨンプリ	I I W A K I	ハッピー	所在地	変更年月日
五所川原市大字長橋の一	五所川原市九字雑田一	五所川原市大字長橋の一	五所川原市九字雑田一	弘前市大字五代字早稲田五〇八の四	弘前市大字五代字早稲田五〇八の四	〃	令和 二・三・二

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
〃		〃		〃	
福祉用具 貸与		居宅療養 管理指導		認知症対 応型共同 生活介護	
W A K I I		薬局 平賀中央		グルー プあ ぽの	
三〇の二		弘前市大 字北柳 一田二六の二		五所川原 市実字 大字七 七〇開野	
〃		〃		〃	

青森県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	名称
〃		弘前市大 字北柳 一田二六の二		主たる事務 所の所在地
居宅療養 管理指導		福祉用具 貸与		介護予防 事業の種 類
薬局 平賀中央		W A K I I		名称
一田二六の二		弘前市大 字北柳 三〇の二		所在地
〃		令和 二・三・二		変更 年月日

青森県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 藤器機	株式会社 藤器機	名称
一原三丁目八の		主たる事務 所の所在地
センター		名称
の		所在地
令 二・三・二		変更 年月日

青森県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	名称
八の		主たる事務 所の所在地
訪問型		生活・日常 介護予 防事業の 種類
I W A K I		名称
四五〇八の		所在地
令 二・三・二		変更 年月日

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
〃		〃	
通所型 サービス		〃	
あけぼの デイサービスセンター		ヘルパー シヨンの な	
五所川原市 大字長橋字 一橋元七五の		五所川原市 九雑田一五	
〃		〃	

青森県告示第四百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	
〃		弘前市大字 安原三丁目 八の一		居 宅 介 護 事 業 者 主たる事務 所の所在地
〃		訪問介護		
ヘルパー シヨンの な		I W A K I ハッピー		名 称
五所川原市 九雑田一五		弘前市大字 五代早稲 四五〇八の		
〃		令和 二・三・二		変 更 年 月 日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
〃		〃		〃		〃	
福祉用具 貸与		居宅療養 管理指導		認知症対 応型共同 生活介護		通所介護	
H A P P Y W A K I I		平賀中央 薬局		グループ ホームあ けぼの		あけぼの デイサー ビスセン ター	
弘前市大字 賀田字大浦 三〇の二		平川市北柳 本町字北 田一二六の 一二		五所川原市 大字稲実 の開野一七 〇七		五所川原市 大字長橋 一橋元七五 の字	
〃		〃		〃		〃	

青森県告示第四百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	介 護 予 防 事 業 者
	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 所
名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	介 護 予 防 事 業 所	

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
〃		弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 安原三丁目 八の一
介護予防 居宅療養 管理指導		介護用具 福祉貸与	介護用具 福祉貸与
薬局 平賀中央		ハッピー ツァー WAKI	ハッピー ツァー WAKI
平川市大字 本町字北柳 一田二六の 一二		弘前市大字 賀田字大浦 三〇の二	弘前市大字 賀田字大浦 三〇の二
〃		令和 二・三・二	令和 二・三・二

青森県告示第四百六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	居宅介護支援事業者	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
〃		主たる事務所の所在地	弘前市大字 原三丁目八の 一	弘前市大字 原三丁目八の 一
あけぼの居 宅介護支援 センター		名称	あけぼの居 宅介護支援 センター	あけぼの居 宅介護支援 センター
五所川原市大字 長橋字橋元七五 の一		所在地	五所川原市大字 長橋字橋元七五 の一	五所川原市大字 長橋字橋元七五 の一
〃		変更年月日	令和 二・三・二	令和 二・三・二

青森県告示第四百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	変更後	変更前
株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機	介護予防・日常生活 支援事業者	株式会社 佐藤器機	株式会社 佐藤器機
〃		〃		弘前市大字 安原三丁目 八の一	弘前市大字 安原三丁目 八の一	主たる事務所の所在地	〃	
通所型 サービス		〃		訪問型 サービス	訪問型 サービス	介護予防・日常生活 支援の種類	〃	
あけぼの デイサービス センター		ヘルパー ステーション なた		ハッピー I W A K I	ハッピー I W A K I	名称	〃	
五所川原市 大字長橋字 一橋元七五の		五所川原市 九の字一五		弘前市大字 五代字早稲 田五〇八の 四五	弘前市大字 五代字早稲 田五〇八の 四五	所在地	〃	
〃		〃		令和 三・三・二	令和 三・三・二	変更年月日	〃	

青森県告示第四百六十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇一 二六六	番号録	〇二〇一 二・五二七	年月日録	会法人常光	氏名又は 称	の南山六〇	住 所	の南山六〇	名 称	の南山六〇	所在地	〇二〇一 二・五二七	業務開始 年月日	訪問介護	備考
-------------	-----	---------------	------	-------	-----------	-------	--------	-------	--------	-------	-----	---------------	-------------	------	----

青森県告示第四百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

〇	社会福祉法人十和田湖	名称	〇	十和田市大字奥瀬字下川目二の九	主たる事務所の所在地	〇	共同生活援助	生活介護	〇	障害福祉サービスの種類	〇	杜わくわくの	十和田市東十五番町五の二	名称	〇	郷わくわくの	十和田市東十五番町五の八	名称	〇	〇	令和二年六月三日	指定年月日
---	------------	----	---	-----------------	------------	---	--------	------	---	-------------	---	--------	--------------	----	---	--------	--------------	----	---	---	----------	-------

青森県告示第四百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

大洋堂薬局	名称	八戸市吹上三丁目七の二三	所在地	〇二〇一 二・六〇一	年月日
-------	----	--------------	-----	---------------	-----

青森県告示第四百六十六号

令和二年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一	実施期日	〇	試験職種	〇	期 日
〇	〇	〇	電気工事科 溶接科	〇	令和二年十月十日（土）午 前十時三十分
〇	〇	〇	電気工事科 溶接科	〇	令和二年十月十一日（日） 午後一時

二 実施場所

〇	区 分	試験職種	実施場所
〇	〇	〇	青森市中央三丁目二七の一 アビオあおもりイベント ホール

実技試験	
電気工事科	青森市大字野尻字今田四三 の 青森県立青森高等技術専門 校
溶接科	八戸市桔梗野工業団地二丁 目五の三〇 青森県立八戸工科学院

三 受験申請書の提出期限

令和二年七月二十日(月)から同年八月二十八日(金)まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話〇一七―七三―四一九四一五)

青森県告示第四百六十七号

青森県地方卸売市場条例(昭和四十七年四月青森県条例第二十六号)第九条の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第二十四条の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称	住所	名称	所在地	廃止する 届出年月日	廃止する 届出年月日	廃止する 卸売業務 の取扱品 目部類
				八戸市大字 白銀町三 字三島下 一〇一	地方卸売市 場八戸市第 一魚市場	

場八戸市第 二魚市場	の四丁目一 七
地方卸売市 場八戸市第 三魚市場	八戸市大字 白銀町字三 島下一〇一

青森県告示第四百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨五九の四五、五九の六五

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 保安林解除の理由

指定理由の消滅

(二) 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨五九の六〇から五九の六三まで

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 保安林解除の理由

指定理由の消滅

青森県告示第四百六十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（二級基準点測量作業及び三級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和二年三月十三日から同年五月十三日まで

四 測量の地域

八戸市内丸地内

青森県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年七月二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

二級基準点一点、三級基準点二点

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前			
3	県道	富范薄市線		後	前	九七・二〇メートルから	九五・一〇メートル	
				前	後	二〇・五〇メートルから	一二九・四〇メートル	
2	県道	櫛引上名久井三戸線		後	前	四七・六〇メートルから	一八〇・五〇メートル	
				前	後	一六・五〇メートルから	一八〇・五〇メートル	
				後	前	二二・八〇メートルから	一八〇・五〇メートル	
				前	後	五三・六〇メートルから	一八〇・五〇メートル	
				後	前	二四・六〇メートルから	四五・一〇メートル	
				前	後	二二・八〇メートルから	四五・一〇メートル	
				後	前	二〇・七〇メートルから	二六・〇〇メートル	
				前	後	一四・四〇メートルから	二六・〇〇メートル	
				後	前	一八・九〇メートルから	二六・〇〇メートル	
				前	後	三七・九〇メートルから	二六・〇〇メートル	
				後	前	四三・〇一メートルから	七五四・三〇メートル	
				前	後	四一・四六メートルから	七五四・三〇メートル	
1	県道	苦米地兔内線		後	前	四一・四六メートルから	七五四・三〇メートル	
				前	後	四三・〇一メートルから	七五四・三〇メートル	

青森県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年七月二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道苫米地免内線	三戸郡南部町大字苫米地字上根岸七三のーから三戸郡南部町大字苫米地字館野一三のーまで	令和二・六・三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
令和二年五月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人光の岬福祉研究会

三 代表者の氏名

太田 真

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字笹森町三七の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉を考え、実践しようとする者により、福祉に関する幅広い分野を対象に、調査研究および福祉増進を旨とした活動を行うとともに、何らかの福祉サービスを必要とする人々が、心身ともに健やかに育成され、地域社会及び文化活動などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、必要な福祉サービスを総合的に提供することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により、令和二年五月二十五日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三八四号	肉骨粉	ルチキンミー	窒素全量九・〇 りん酸全量七・〇	公定規格のとおりに	三共理化学工業株式会社 東京都渋谷区代々木一丁目五五の五

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県		(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社		毎週月・水・金曜日発行
				定価 小口一枚二付十五円